

令和4年第2回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（17名）

2番	佐々木	孝二	3番	小川	正文
4番	伊東	温子	5番	齋藤	聡
6番	齋藤	進	7番	森	鉄也
8番	渋谷	正敏	9番	佐藤	直哉
10番	宮崎	信一	11番	佐藤	治一
12番	佐々木	正勝	13番	佐々木	春男
14番	佐々木	敏春	15番	伊藤	竹文
16番	佐藤	文昭	17番	菊地	衛
18番	佐藤	元			

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田 克浩 次 長 須田 益巳
 班長兼副主幹 今野 真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川 雄次	副市長	本田 雅之
教育長	齋藤 光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤 正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤 喜仁	市民福祉部長	須田 美奈
農林水産部長	村上 司	建設部長	阿部 光弥
商工観光部長	齋藤 和幸	教育次長	畠山 真姫子
消防長	加藤 十二	会計管理者	須田 徹
総務課長	佐々木 俊孝	税務課長	早水 和洋
総合政策課長	齋藤 稔	まちづくり推進課長	加藤 潤
市民課長	佐々木 修	健康推進課長	齋藤 晴美
子育て支援課長	齋藤 和也	長寿支援課長・ 地域包括支援センター長	齋藤 恵美
建設課長	高橋 寿		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和4年3月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに11番佐藤治一議員の一般質問を許します。11番。

【11番（佐藤治一君）登壇】

●11番（佐藤治一君） おはようございます。それでは、本日1番目の一般質問を通告書に従い、質問させていただきます。

1番、にかほ市の除排雪について。

雪国秋田にあって比較的温暖なにかほ市。それでも今年の冬は、昨年以上に降雪量の多い日が続き、多くの市民が日々の除排雪に難儀しております。このような中、除排雪業務に携わる多くのオペレーター、職員の方々には、気象条件の悪い早朝からの対応など、深く感謝しております。

令和3年度にかほ市除雪計画（概要版）では、1、除雪計画基本方針。

冬期における民生と産業経済活動の安定を図り、もって市民の生命と財産を守るために、円滑に事業することを目的に本計画を設置する。

2番、除雪作業基本方針。

一般交通車両においてもタイヤ等の性能の向上は見られるものの、より一層の安全な交通のため、アイスバーンになりやすい路面、急坂部、急カーブを有する危険な路線については凍結防止剤の散布を頻繁に行い、凍結防止はもとより、圧雪状態の融雪除去に努め、スリップ事故防止を図るほか、次による除雪作業を実施する。これ7項目あります。

3、除雪作業の具体的方法。

(1)新雪除去、(2)路面整正、(3)拡幅除雪、(4)排雪・除雪が掲げられております。

当市の除雪については、概ね私は評価しております。しかしながら、国・県道の地域間を結ぶ幹線道路より、特に住宅区域付近の生活により身近な箇所の排雪・除雪については不十分と考え、他市の除雪計画も参考に改善・改良できないか考え、以下、質問いたします。

(1)積雪量の多い今冬も含め、これまでの除雪計画・執行状況、今後の除雪計画・執行方針について、市長の見解をお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。それでは、本日の一般質問よろしくお願ひします。

まず初めに、佐藤治一議員の1の(1)についてお答えをさせていただきますが、あらかじめ申し上げますが、私の方でお答えしますが、詳細について担当の方で補足説明することがあるかと思ひますのでよろしくお願ひします。

また、(2)、(3)については、冒頭から担当の方でお答えをしますので、あらかじめ申し上げておきます。

1の(1)です。毎年、議員もお分かりのように、除雪計画を作成し、建設課直営作業班及び除雪委託業者や個人委託者とシーズン前に除雪会議を開催し、内容の確認を取りながら除雪作業に毎年あたっているというところであります。

除雪計画の基本方針につきましては、今、議員からお話いただいたとおり、県道の受託路線も含め316km、851路線の除雪を行っております。

実際の作業状況としましては、第1にバス路線、通学・通勤路線、いわゆる幹線道路を最優先として作業を行うということになっております。次に日常生活路線、いわゆる集落内の住宅区域付近の除雪を実施するというところであります。

手順としては、まずは深夜にパトロールを実施し、路面状況を確認の上、午前3時から除雪作業を開始しております。降雪の状況や降り始める時間等により対応も変わるため、集落内の対応は遅くなることもありますが、まずは安全を最優先に作業を進めているというところであります。

また、建設課職員によるパトロール等を行い、路面状況、交差点付近の雪の堆積状況を把握し、よりきめ細やかな除雪作業を行うため、必要に応じて追加の作業指示や排雪作業の指示を行っております。

除雪計画につきましては、これまでも過去の実績を踏まえて作業計画等、見直しを繰り返しながら作成をしており、現状に合った内容になっていると認識をしております。執行方針は今後も大きく変わるものではありません。

なお、今年度から導入したGPS除雪管理システムにより、除雪車両の稼働状況の把握、確認もタイムリーに行っておりますので、引き続き路線等の見直しや追加路線の必要性を検討しながら今後も計画にありますように、きめ細やかな除雪作業の実現を目指してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 佐藤治一議員。

●11番（佐藤治一君） 私が最初に市長に見解を求めた理由としてはですね、今回、通告書をまとめる際に由利本荘市、秋田市、横手市の除排雪計画を見てみました。その中で一番最初に感じたのはですね、にかほ市の計画は除雪計画となっています。確か由利本荘市も除雪計画だったと記憶しています。しかし、秋田市、それから横手市は、きちんと除排雪計画とうたっております。そこでですね、私はこのことから、当市の除雪は別として、排雪に関する意識がちょっと低いように感じられましてこの質問をさせていただきました。市長におかれまして、排雪についての考え方を再度質問させていただきます。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員のご質問にあります排雪の現状については、担当の方からお答えをさせていただきますと思います。どのように取り組んでいるかについてですね。

排雪について、確かに秋田市や横手市、由利本荘市は今除いて話をしますが、秋田市や横手市では徐排雪が特に大きな課題となっているということは私もお見受けしております。しかしながら、にかほ市において、秋田市や横手市のような降雪量に基づいた排雪状況と同等に比べるべきぐらいの降雪量があるということについては、私としてはそこまでの認識はしていないと。ただ、排雪を全く見逃しているというものでもないということをご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） ただいまの市長の答弁に補足いたします。

実際、にかほ市では除雪計画の中に排雪も一部盛り込んでおります。ただ、佐藤議員の言われるとおり、秋田市、横手市などとの条件の違いといいますか、秋田市ですと市街地に住宅が密集していたり、店舗が密集していたりという条件、横手市であれば積雪量が2mを超えるとときもあると。除雪だけでは一冬、生活に支障を来すというような条件が最初から予測されるということで、排雪という形も載っているかと思えます。にかほ市の場合は、住宅密集地であっても、ある程度除雪で対応できるスペースがあるという形でありますので、状況を見ながら、道路状況、堆雪の状況を判断した上で排雪も検討するという形をとっております。

以上です。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 確かに計画の中に排雪の項目も見つけました。しかしながら、秋田市、また、横手市にいわせますと、いわゆるアクションプランまで作っております、これによってKPIとか実行の状況とか、こと細かくやっております。そこまで当市に雪が少ない土地ですから、そこまでとは言いませんけれども、私はちょっと排雪については、ちょっと問題あるんじゃないかと感じまして質問させていただきました。次に移りたいと思います。

(2)番、除雪により路側部等にかき寄せられた雪にさらに降雪が続き、狭隘路線では交通確保が困難な路線が多く見られました。これは今年の異常な雪で、これが結構見られたように感じております。

除雪計画中の3、除雪作業の具体方法に、(3)拡幅除雪では「降雪等の状況により拡幅除雪回数を

増やし、雪堤にならない段階での除雪に努める」とあります。実際はパトロールを含め、どのような判断をしているのか伺います。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 1の(2)にお答えいたします。

狭隘路線は、路側部に雪がたまることによって通行に不便が生じやすくなっておりませんが、交通確保が困難な通行できない状況とはならないように努めております。

自治会等から拡幅除雪要望を受けた場合や、建設課職員によるパトロール実施時に現地確認により状況を把握した上で、建設課直営作業員、除雪委託業者に拡幅除雪を依頼しております。

狭隘路線等の拡幅除雪を繰り返して行ったあと、除雪した雪により道路が狭くなり、これ以上路側の雪を高く積むことにより交通の確保及び除雪作業にも支障を来していると判断した場合には、必要に応じて排雪を含む拡幅除雪を行っております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 私が今年の冬、隣の集落で昔から狭い通りなんですけども、雪が側壁にたまって、そのあとどうしようもなく、本当に車1台がやっと通るような状況だったわけですけども、これ近所の方に聞きますと、いやあなかなか来てくれないんだよな、何ぼ言っても駄目なんだというような意見も聞きました。実際、私もちょっと見て、その不便さが確か1週間以上続いたんじゃないかと記憶しておりましたので、それについてどう考えているのかということで質問させていただきます。次に移ります。

(3)番、除雪計画中、3、除雪作業の具体的方法、(4)排雪・除雪では「堆雪余裕幅のない狭隘路線及び交通量の多い住宅連担地域の路線において、除雪により路線等に堆積した雪については、緊急で特に交通に支障があると認められた場合には、運搬排雪作業を行うものとする」とあります。そこで質問します。

①今年度、運搬排雪の事例・実績はあったのか。また、実施にあたってはどのような流れで行うのか。

②除雪計画中、7の除雪期間・除雪体制、(2)車道除雪体制では「その他、狭隘路線等を個人・自治会等に委託して実施」とありますが、事例・実績を含めて運用の詳細について伺います。

③地域住民が排雪する際に困ることの一つに、住宅の近くに堆積場がないことが挙げられます。地域住民用として街区公園、児童遊園地、その他の公園及び緑地等を堆積場として開放する考えはないか伺います。

④除雪計画中、8、高齢者等除排雪援助について、運用の詳細について伺います。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） それでは、(3)の質問に対してお答えします。

私の方からは①から③までお答えします。④の高齢者等除排雪援助については、市民福祉部長の方よりお答えしますので、よろしくお願いします。

最初に①です。今年度の運搬排雪作業につきましては、主に交通量の多い交差点の角へ雪を堆積し、見通しが悪くなった箇所や狭隘路線の運搬、排雪作業を実施しております。実績としましては、

2月15日現在で委託業者へ依頼しての作業は延べ日数にして22日、53ヵ所を実施しております。除雪契約書に記載している機械、タイヤショベル、ロータリーなどですが、それ以外のバックホー、ダンプトラックに係る経費は330万円を超えております。直営の作業員による排雪作業も延べ日数で17日、22ヵ所を実施しております。排雪の依頼は、自治会や直接依頼を含め多くの要望がありますが、要望の全ての場所への対応はできていませんので、要望があった場合には建設課職員が現地確認を行い、見通しが悪いなど通行に支障を来している状況で、運搬排雪作業が必要と判断した場合に、建設課直営作業員、除雪委託業者に運搬排雪作業を依頼する流れとなっております。

②の狭隘路線の委託に関しましては、自治会と1集落、個人とは7名の方と除雪契約を締結しております。委託するにあたっては、まず自治会長等と協議をし、トラクター等を所有し、除雪対応いただける方と除雪路線を契約書に定めた上で、狭隘路線等の除雪をお願いしているところであります。今後も集落内の狭隘路線等につきましては、トラクターを所有している個人、自治会等と除雪契約を締結していきたいと考えております。また、自治会長からも狭隘路線等の除雪について協議があった際には、除雪を行っていただける方がいないかなどの情報を聞き取りするなどして、除雪体制を整えてまいります。

③です。公園及び緑地等を堆積場として開放する考えはないかという質問ですけれども、市で確保している大きな雪捨て場は象潟、金浦、仁賀保、各1ヵ所の計3ヵ所設置しています。市街地において個人敷地内の雪の搬出に難儀をしている状況は理解しておりますが、地域内の各種公園等を排雪場所として利用するためには、フェンスなどを撤去して車両の進入を想定はしておりません。雪の堆積、搬入により、公園が荒れてしまい、整地作業が必要となることや、砂利やごみの散乱により、春先以降に子どもたちが公園として使用した際に危険が生ずるおそれもあることから、各種公園を雪捨て場として開放することは考えておりません。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、④についてお答えいたします。

高齢者等除排雪援助についてお答えいたします。

高齢者等除排雪援助としましては、にかほ市高齢者世帯等雪下ろし支援事業及びにかほ市高齢者等除排雪支援事業があります。

にかほ市高齢者世帯等雪下ろし支援事業につきましては、居住している住宅の屋根からの雪下ろしと落雪と積雪による住宅への危険回避のための最小限の除排雪に係る費用に対する助成となります。助成金は、かかった費用の2分の1の額、同一年度においては2回までとし、1回の上限額は4万5,000円となっております。対象は、市民税非課税世帯のうち65歳以上の高齢者のみの世帯、または障害者が同居する世帯であり、過去5年間の助成実績は、平成29年度に高齢者のみの世帯の1件となっております。

次に、にかほ市高齢者等除排雪支援事業についてです。こちらは自治会単位で除排雪の支援チームを結成していただき、除排雪が困難な高齢者世帯等に対し、除排雪支援を行ったチームに対し謝金を払うというものでございます。この事業は、地域のボランティア活動の推進を図るとともに、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すものであります。除排雪支援事

業の対象者は65歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上の高齢者及び65歳未満の障害者のみで構成される世帯などで、自力で除排雪ができず、市内の親族等に支援するものがない、または支援を受けることが困難な世帯となっております。

除排雪の範囲は、原則として積雪等により玄関から道路までの生活に支障の出る範囲とし、利用者負担は1回100円で、支援チームの収入とすることができます。また、市から支援チームに対する謝金は、除排雪1時間につき1,000円、除排雪時に車両等を使用した場合の借り上げ料は、半日3時間で1,000円となります。令和2年度は41チームが発足し、利用者が28名に対し、延べ411回の支援活動を行っております。今年度は2月末現在の40チーム発足しております。いずれの事業も毎年、広報及び全戸配付のガイドブックにて周知しております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） ③の堆積場について再度お伺いしたいのですが、実際に困っている方の話を聞きますと、狭い道路、それから狭い敷地内からかなりの距離で移動しなきゃいけない。そしてまた、トラックも持ち合わせていない。捨てにも行けないと。確かにいろいろな弊害があつてできないことだというふうな話でしたけれども、何かできるんじゃないかという考え方でひとつ考えて、前向きに検討していただければと思います。よろしくお祈いします。それじゃあ、次に入ります。

(4)番、地域住民による除排雪への支援策として、他市では様々な取り組みをしております。以下、4支援策について、当市での導入を検討する余地がないかお伺いします。

①ダンプトラック・積み込み機械等の貸し出し制度。町内会や地域が自ら実施する共同除排雪に対し、無償でダンプトラック、または積み込み機械等を運転手付きで貸し出す。

②小型除雪機械貸し付け制度。除排雪計画路線の「狭隘道路」や「歩道」の除排雪作業を町内会が実施する場合には、シーズンを通してハンドガイド式小型除雪機を貸し出す。

③番、燃料の支給制度。個人の小型除雪機械、農業用機械などで地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積場などの除雪作業を実施する場合の燃料を支給する。

④空き地の固定資産税を減免。住宅地にある一定規模の空き地を冬期間の堆積場として町内に無償で貸し出した場合、翌年度の固定資産税の一部減免をする。

この四つの中で実際に当市で近い形でやっているのあるかもしれませんけど、これについてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (4)番のご質問にお答えしますが、補足するところがあるとすれば、また担当の部課長の方でお答えをさせていただきます。

まず①番からお答えをさせていただきます。

機械等の貸し出し制度についてですが、現状として集落内の排雪は要望も多いと。制度を導入することで、希望する自治会が多数出てくることは想定されます。排雪による機械の借り上げは、一日単位でも非常に多くの支出を伴います。局所的に多くの積雪があるというわけではありません。市内の全域かつ広範囲の積雪となることから、現実的に現自治会からの希望を募り貸し出すことは

難しいものと考えております。今後も要望を受けて職員が現地を確認した上で、交通の危険性などを判断した上で排雪作業の指示を行ってまいりたいというところであります。

次に、②番です。小型機械の貸し付け制度については、先の質問に回答のとおり、集落内の狭隘路線は自治会とも協議した上で、必要に応じて個人委託として除雪路線の起点、あるいは終点を定めた上で契約を取り交わし、除雪を委託しております。今後も自治会より相談等があり、追加する必要路線があれば、協議の上で個人委託を検討してまいりたいと考えています。

自治会等へシーズンを通してハンドガイドつき小型除雪機を貸し出すことについては、先ほども述べたように、除雪機械の確保の問題、あるいは経費の増大の懸念、あるいは使用用途、どのように使われるかということの使用用途の把握も困難であるといった様々な観点から制度検討はいたしておりません。

次に③番です。燃料の支給制度については、生活道路の除雪は、これまでの説明のとおり市での対応としてまいります。高齢者支援は、別制度もありますし、ごみ集積場の除雪についても、これまで同様自治会で対応いただきたい項目であることから、個人の小型除雪機械等への燃料費の支給については検討をしておりません。

次に④番です。空き地の固定資産税を減免した上で貸し出す制度は、近隣市町村でも設けているようであります。ただし、農地は農地転用手続など必要なため、認められていないというところがあります。よって、宅地及び宅地比準雑種地に限り、各自治会が土地所有者と賃借について協議した上で、無償の土地使用賃借契約を取り交わし、自治会が雪捨て場として管理運営をしていく制度となっております。スノーダンプでの排雪をすとか、軽トラック等の乗り入れをどうするか、先の質問の公園同様、シーズンのあとの砂利等の除去の対応など、自治会でも検討事項が多くあるために、近隣の他市でも数件の申請に限っていると伺っております。本市としては去年及び今年と、この2年については例年より積雪が多く、各個人宅の雪かきにも大変苦勞されているということは認識しております。しかしながら、現在の状況で固定資産税を減免しての地域住民用の雪置き場の設置等については、検討はしておらないというところであります。

また、先ほど議員が公園などの場所を使えるように積極的に検討してくださいというお話もありました。これについては、私どもとしては、軽トラや大きなダンプ等でそういう場所に雪を排雪しに行くことについては、これは認められません。しかしながら、地域住民の人たちが、何となく町内会管理の中で雪を捨てているという現状はあります。そこまでを否定するつもりは全くありません。むしろ町内会の公園等が、町内会の皆さんが管理をしているものでありますので、町内会の皆さんでどのように取り扱っていくのかということを検討していただきたいですし、そういうことについてのご質問等、あるいは要望等があれば、私どももきちんと対応させていただくというところであります。

●議長（佐藤元君） 11番。

【11番（佐藤治一君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで11番佐藤治一議員の一般質問を終わります。

次に、7番森鉄也議員の一般質問を許します。

【7番（森鉄也君）登壇】

●7番（森鉄也君） おはようございます。それでは、通告書に従って質問させていただきます。

初めに、デジタル化（DX）への取り組みについてでございます。

デジタル化の推進については、第2次にかほ市総合発展計画・後期基本計画において新たに取り組むとして掲げております。

政府は、新しい資本主義の中で、成長戦略第1の柱は、デジタルを活用した地方の活性化で、主役は地方であるとして、看板政策「デジタル田園都市国家構想」を今春に取りまとめ、強力に推進しながら地域の課題解決とともに、地方から全国へボトムアップでの成長を実現してゆくとしています。

また、インフラの整備や規制・制度の見直しを進め、企業や個人の都市から地方への大きな人の流れを加速させるとしています。

デジタル庁では、今国会にインターネットバンキングやクレジットカード、電子マネー、コンビニ決済などの手段を使って、交通反則金などの行政手数料を納付できるようにする、いわゆる行政手数料キャッシュレス法案を2月8日に閣議決定し、2022年度中の施行を目指すとしています。目標時期として、車検手数料を2022年度中に、引き続きパスポート発給手数料、登記関連手数料、交通反則金など2022年度以降幅広く対象にして、現状の窓口での収入印紙での納付から、自宅やコンビニなどから昼夜を問わず納付可能となり、利便性の向上が図られるとしています。

また、国税や国民年金保険料などは、根拠法の見直しが済み、キャッシュレスが可能になっているようでもあります。

このように、社会全体のデジタル化が急速に進むことから、地方自治体においても体制整備が急務となっているものと考えます。本市のデジタル化推進の観点から、以下について伺います。

(1)自治体のデジタル化を推進する上で、基盤となるのがマイナンバーカードの普及とされています。国は、マイナンバーカードはデジタル社会の安全・安心のための「パスポート」であり、その利便性をさらに改善させるとしています。

①本市も普及率100%を目指して、無料写真撮影、オンライン申請補助、部局間及び国・県機関との連携、広報周知など普及促進に取り組んでおりますが、マイナンバーカードの普及状況について、現時点での取得件数と年代別の取得状況はどうか、お伺いします。

②国では、2022年度末までに、ほぼ全ての国民のマイナンバーカード取得を目指して、2024年度までに運転免許証との一体化を進めるとしています。その普及策であるマイナポイント事業をさらに拡大して、9月までにカード新規取得及び健康保険証としての利用登録、公的給付金受取口座を登録した人に、計2万円分のポイントを付与する事業を行うとしています。各自治体でもそれぞれ独自の普及策を図っているようです。

本市におけるこれまでのカード普及と利用促進対策の検証、今後の方針、新たな対策の考えをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、森鉄也議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1番、デジタル化、DXへの取り組みについてです。

1の(1)の①の本市のマイナンバーカードの普及状況についてですが、これも私の方からお答えをさせていただきます。

令和4年2月1日現在における本市のマイナンバーカードの交付枚数は7,681枚で交付率は32.2%となっております。年代別の交付率では、現在把握できる数値としては、1月1日現在となりますが、0～9歳までが21.5%、10～19歳までが23.7%、20～29歳までが38%、30～39歳が30.2%、40～49歳までが30.5%、50～59歳までが32.9%、60～69歳までが37.7%、70～79歳が38.4%、80歳以上が23%となっております。

次に、本市におけるマイナンバーカードのこれまでの普及及び利用促進対策の検証並びに今後の対策について、新たな対策についてですが、本市ではマイナンバーカードの取得促進を図るため、各庁舎窓口においてカード申請に費用となる顔写真の撮影から申請内容の確認まで一括しての支援を行っております。また、事前の予約が必要となりますが、市役所の開庁時間内の来庁が難しい方については、毎週火曜日、午後7時まで交付業務を延長する対応をとっております。さらに昨年6月からは、市職員が企業や事業所、あるいは自治会等に訪問をして交付申請のお手伝いをする出張申請サポートを始めており、これまでの実績としては、自治会では11件、民間企業や団体では7件、その申請総数は138件となっております。コロナ禍ということもあり、多くの方にお集まりいただくことは難しいところもありますが、複数回の申し込みをいただいたところもあり、好評をいただいているところであります。

マイナポイント事業については、ポイント付与に至るまでの手続きが複雑な上、場合によっては1件当たりの手続きの完了までに相当の時間を要するケースもあります。そのため、庁舎窓口での通常業務の受け付けに加え、事業者へ委託して各庁舎と市内大手スーパーの店舗内に専用窓口を設置して対応してきており、これまでに555件のポイント付与の登録手続きを支援しております。

また、今年1月1日からは、議員がお話されたように、第2弾のマイナポイント事業が始まっております。これは、これまでのキャッシュレス決済サービス利用によるポイント5,000円分の付与に加え、健康保険証としての利用申し込み、公金受取口座の登録によるさらなるポイントの付与が追加されることから、ポイントの受け取り方などがより複雑化しておりますので、引き続き民間事業者委託での専用窓口の設置による支援を継続してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 今、ご答弁いただきましたが、これまでいろいろな支援をしながら普及に努めているということがよく分かりました。

それで、マイナンバーカードはオンライン上で公的に身分証明、あるいは本人確認ができるこれからの必須ツールとも言われております。ただいまご説明ありました当市での普及率は32.2%ということですが、総務省が公表している、これも2月1日現在のマイナンバーカードの普及率を見ますと、全国平均では41.8%、最も高い自治体では78%、全国の市平均では41%、県内13市平均では36.7%、秋田市が44.8%で最高です。全市町村の平均38.8%、県全体で最も高いのは藤里町の5

6.6%となっているようです。残念ながら、当市は県内13市中、最も低い普及率のようではあります。

また、マイナンバーカードによる全国コンビニでの住民票、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票付き課税証明書などの交付サービスを導入している自治体は3月1日時点で926自治体と、半数以上、県内でも導入済みの自治体が多く、当市も令和4年度での導入が示されました。利便性の向上が図られるということで、大いに期待しているところであります。

再質問になりますが、これまでコンビニでの証明書等の交付を導入しなかった理由、あるいはこれから行うコンビニでの交付可能な証明書等の種類、それから交付手数料、あるいはコンビニとの委託内容など、現時点での計画が分かればご答弁いただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えさせていただきますが、今、議員がおっしゃっていただいたように、私の施政方針の中でコンビニ交付の導入について令和4年度で実施をしていくというお話をさせていただいております。今、再質問の後段にありますように、じゃあ実際どのような内容になっているのかという細かなことについては、計画ですね、担当の方で答えをさせていただきたいと思いますが、これまでどうして遅れたのかということについては、やはりマイナンバーカードの普及が先かコンビニ交付が先かとなったときに、なかなかどちらを優先すべきかということが私の方でもちょっと逡巡としていたということもあります。ですので、どちらかという、遅れた理由としては、私の決断がなかなか至らなかったということもあることは正直なところでありますが、今のマイナンバーカードの促進が、今後、言われているように保険証、あるいは運転免許証にまで広がっていくというふうに考えたとき、他自治体のようにコンビニによる365日間、24時間の交付ができるような体制をとっておくことは、市民サービスの著しい向上に寄与するものと判断して、令和4年の導入に至っているということだけは申し上げておきます。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、再質問にありました証明書の発行の種類、それから委託内容等についてでございますが、発行しようとしております証明書の種類には、国で示されております6種類、これの全てに対応する予定で今のところは検討を進めております。

また、委託内容等につきましては、これから各種の様々なコンビニエンスストア等との内容をこれから詰めていこうと思っておりますので、現時点においては内容等についてはまだ不透明ということでございます。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） それでは、次の質問に入ります。

(2)番、第2次総合発展計画の後期基本計画素案では、新たな取り組みとして行政手続きにおけるキャッシュレスの導入を掲げているようですが、近年、県内の自治体ではスマホ決済ポイント還元事業を行い、消費喚起やコロナ感染防止のための非接触キャッシュレス決済を推進しています。

本市において、キャッシュレス化にどのように取り組んでゆくのか。また、課題をどう捉えてい

るかお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の行政手続きにおけるキャッシュレスの導入についてお答えをさせていただきます。

国においては、東京五輪開催が決定した2013年以降、キャッシュレス決済推進の方針を打ち出しており、2019年6月21日の閣議決定で成長戦略フォローアップにおいて、2025年6月までにキャッシュレスの決済比率を20%から40%に引き上げる、倍増の目標を掲げております。

自治体のキャッシュレス化については、国の世界最先端デジタル国家創造宣言、官民データ活用推進基本計画、いわゆる新IT戦略に取り上げられ、進められております。本市では、市税や国民健康保険税等の納付を従来の金融機関等での窓口納付に加え、昨年度からPayPayやLINE Payを使ってのスマートフォンアプリで納付できるよう、キャッシュレス化に取り組んできました。しかし、民間の調査では、キャッシュレスを利用したいが利用できない、あるいは使えないイメージの強い場所の上位に役所、あるいは自治体がランクインしており、住民の利便性向上に寄与するキャッシュレス化やオンライン決済の導入は、行政のデジタル化を進める上で検討すべき重要事項の一つであると認識をさせていただいております。

その一方で、キャッシュレス化の目的やスキームを曖昧にしたままでの導入となると、現金とキャッシュレスの併用により、かえって事務負担が増加してしまうなど、必ずしも業務の効率化には繋がらず、維持コスト面、あるいは業務フローの見直しを要するなどの課題が挙げられてくることとなります。

しかしながら、キャッシュレスはデジタル社会において地域活性化にも重要なツールと位置付けられるものと理解をしております。県内自治体においては、キャッシュレス決済事業者への委託によるポイント還元事業などを実施している事例も見受けられ、キャッシュレス決済の普及拡大の取り組みが進んでいるところもあります。

その反面ですが、キャッシュレス決済サービスを活用利用できる対象が、スマホ利用者に限られてしまうことなどによる不公平性が課題として挙げられてもおります。そのため、実施時期としては、明言は今のところできませんが、どのような手法による活用がよいのか、あるいは適しているのかも含めて、さらに検討を深めていきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） それでは、(3)番の質問に移ります。公共工事等の電子入札制度の導入についてでございます。

電子申請などによる行政手続きとともに、現在、県並びに県内の各市町で導入しているインターネット経由での電子入札について、行政側のメリットとしては、透明性や事務の効率化、談合防止による公平性の確保、入札参加側では、移動時間や費用の削減、事務の効率化、契約書等書類の保管や印紙税の不要などが挙げられています。

本市で導入についての検討はされているのか。また、課題をどう捉えているかを伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)番のご質問にお答えをさせていただきます。

電子入札制度の検討状況であります。本市の現状としては、調査・研究を行っているという段階であります。

制度そのものについては、概ね議員のご質問にあるようなメリットがあるものと認識をしております。その一方で、一般的にデメリットとされていることは、高額な導入費用や維持費用がかかるということであり、本市においても費用対効果が大きな課題であると捉えております。

本市における公共工事等の競争入札については、現在、市内の事業者を優先した指名競争入札を基本としております。これは言うまでもなく、地域内での経済循環を最優先に考えてのことであり、この方針を私としては転換する考えは今のところありません。

こうした地元業者が主体となる競争入札においては、参加者の移動に要する時間、あるいは移動に要する経費の、その抑制効果はあまり大きくないものと捉えております。また、入札参加者が会場に集まらないことにより、談合の防止が図られるという点については、現状の指名競争入札においては電子入札制度の導入が談合防止の決め手になるとは考えにくいというふうに思います。さらには、本市の競争入札においては、既に工事設計書や仕様書など関係資料の電子化を実現しております。入札参加者はインターネット上から電子化した資料をダウンロードするという仕組みが確立しており、行政側の事務負担の軽減についても、既に一定程度達成できているというところであり、ます。

以上のように、本市における電子入札制度の導入については、現状では十分な費用対効果が見込まれないものと判断しておりますが、今後の電子入札制度の仕組みの技術面、あるいはコスト面での動向、本市の競争入札そのものの方向性を見きわめながら調査・研究を継続していきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） それでは、再質問になりますが、ただいま市長がご答弁いただいたことから、特に本市の場合は、現時点では初期費用等の費用対効果等もあるということで、必要性は低いのではないかというようなお話でございました。

それで再質問ということで、秋田県電子入札システムを共同利用している県内市町村が秋田市、能代市、にかほ市を除く10市と三種町、八峰町、美郷町の3町となっております。県のホームページからも閲覧できるようになっています。この共同利用に加入しない理由等は、また、課題等についてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

秋田県の建設部が運営する秋田県電子入札システムについては、ご質問にありますとおり、現在、県内の10市3町が共同利用している状況でございます。

本市がこのシステムの共同利用に加入していない理由、課題といたしましては、先ほども申し上げ

げましたとおり、費用対効果が挙げられます。県の試算によりますと、システムの共同利用に加入する場合の負担金につきましては、初年度は約275万円、2年度目以降は毎年70万円程度が発生するとされております。本市の入札業務の現状については、先ほども申しあげましたとおり、市内事業者を中心とした指名競争入札であること、関係書類の配付においては、既に一定のオンライン化を実現しておりますので、電子入札の導入効果として見込まれる上積み分に対しては、費用負担が高額であるという認識でございます。特に県のシステムについては、工事と業務委託のみを共同利用としておりますので、その他の入札、物品購入や物品のリースなどでは利用できないということもマイナス材料の一つとなっております。

現在は、共同利用に加入する自治体が少しずつ拡大しておりますが、加入自治体の負担は軽減される方向にあるようですので、今後、システムの更新も想定されますので、他市の状況を参考にしながら、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（佐藤元君） 森議員、再質問ありますか。再質問ですか。
- 7番（森鉄也君） ありません。
- 議長（佐藤元君） 4番に入りますか。
- 7番（森鉄也君） はい。
- 議長（佐藤元君） それでは、一般質問の途中ですけども、所要のため、暫時休憩します。再開を15分とします。

午前11時03分 休 憩

午前11時12分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行します。森鉄也議員。
- 7番（森鉄也君） それでは、(4)番のコロナの感染拡大が繰り返され、社会・経済活動、日常の暮らしまでが大きく変化し、労働環境のあり方も大きく様変わりしている現状であります。
そのような中で、行政サービスにおけるICTの利活用の推進も急務とされております。デジタル化を進めるためには、まずは職員の意識改革が重要ですが、職員のみならず市民も含めたデジタル化に対する意識の共有を図ることが必要かと考えます。市民の利便性の向上や行政運営の効率化などの業務改革を進めるための施策として基本となる「にかほ市デジタル化（DX）推進計画」を早期に策定する必要があると考えるが、市長の見解を伺います。
- 議長（佐藤元君） 答弁、市長。
【市長（市川雄次君）登壇】
- 市長（市川雄次君） では、(4)のご質問にお答えをします。

日本におけるDXという言葉が広く知られるようになったのは、経産省のDXレポートが始まり

と認識しております。また、自治体DXのビジョンについては、国のデジタルガバメント実行計画にて、自治体における各施策や支援をまとめた総務省の自治体DX推進計画の中でデジタルの活用によって一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化と明確な定義、意義付けが示されているところであります。

このビジョンの実現には、住民にとって身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であるとされ、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるデジタル技術やAI等の活用で業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくとの方向性が打ち出されていることから、デジタル技術の手段として有効活用することにより、社会のあり方をより良い方向へ変革する取り組みのことを指していると思えます。

デジタル分野における技術革新変化のスピードは驚異的であり、1年後に新たな状況が生まれるということは、多々ある話であります。そのため、KPIや数値目標を定めるような個別計画としてまとめる考えは現時点では持っておりません。県内においては、DXに関する計画を策定している市町村もありますが、それらに盛り込まれている理念や方向性については、国の自治体DX推進計画にまとめられているものであり、本市におけるデジタル化の取り組みについては、各分野のICT利活用の方向性を総合発展計画や総合戦略といった上位計画等に位置付けて進めることができると考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ただいまご答弁いただきましたが、私の提案している推進計画、それはこれからのデジタル社会に、何とつかついていけないような計画になるのではないかと市長からのお話でございました。様々な上位計画等に乘せているということで、方向性はしっかりしていくと、そのように受け止めました。

それでは、(5)番の行政サービスのデジタル化を推進してゆく上で最も重要とされるのが、ITなどの専門知識を持つ人材の確保、育成であると考えます。

国では地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する「地方創生人材支援制度」を行っております。技術革新のスピードが速く、人材ニーズも高い、「デジタル分野」の専門人材も派遣するとしています。

外部から専門人材の確保により、職員の負担も減り、業務の効率化や人材育成も図られるものと考えます。

新年度事業では、地方創生、SDGs等の助言、指導を行うアドバイザー事業や、RPA導入、組織再編、観光DX推進事業などが提案されています。市長は、先の同僚議員の質問に対して「まずはRPAの導入を始める」と答弁されています。RPAの導入については、現在どのような検討がなされ、本市のDX、デジタル化を体制整備、今般提案されている組織再編の狙いも含めて、どのように推進してゆくのか。また、国の専門人材確保支援制度の活用を検討する考えはないか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(5)番の質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、RPAの導入の状況についてであります。

導入実施済みの業務としては、軽自動車税に係る廃車登録業務と総務課の人事異動に関する業務の二つについて実施、運用を既に始めております。

令和3年度においては、固定資産税に係る土地、家屋の所有権移転のみになりますが、登記異動通知の取り込みについての実用化に向けた作業を進めているところであります。

次に、本市のDX、デジタル化の推進体制をどのように整備し、推進していくか、また、国の専門人材支援制度の活用を検討する考えはないかについてであります。

行政サービスは、多分野、多岐にわたっていることから、DXやデジタルという言葉のみをもって専門部署として組織化することではなく、市民ニーズに対応するための組織の最適化という観点から体制整備については総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、ITに精通した人材の確保、育成は、必要かつ重要であり、確かに議員がおっしゃるとおり、外部の専門人材に頼るといことも一つの考え方であり、選択肢であると思います。しかしながら、技術的な面に関して、本市においてはITアドバイザーがおりますので、専門人材確保支援制度の活用は、今のところ考えてはおりません。

デジタル化の推進、維持、向上をし、支えていくためには、サービスを提供する側である市職員のITリテラシーやITスキルの底上げを図らなければ、デジタル化への共通理解や意思疎通、課題の洗い出し、方向性の共有といった、見える化の仕組みづくりへの共感が薄れてしまうと考えております。特にデジタル化によって利用者中心の行政サービスを提供しようとするときには、単にITに詳しい人間がその知識だけをもって仕組みをつくれればよいということではなく、デジタルに変えることでサービスを利用する市民が、どのような体験をもってどのような利益を享受するのか、職員は市民目線に立ったデジタルを活用する発想、デザイン思考が大事になります。まずは先の2月に外部講師による職員の能力向上、育成のためのウェブ研修会を実施しておりますので、今後こうした研修による知識の習得を身に付ける機会をつくり、職員のスキル向上、底上げを図ってまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 現在のもので、まずはデジタル化を進めて、やはり市民が乗り遅れるような、そういう進め方というのはよろしくないと思っております。まずは、若干時間をかけてその辺のところを検討していただければと思います。

総括的な再質問ということでちょっとなってしまいますが、先と同僚議員の一般質問に対して、市長は「行政のDXは行政そのもののあり方が大きく変化すると感じており、遅れることなく、どんどん前に進めていきたい」と答弁しております。私もそのように積極的に進めていただきたいと考えております。市長のデジタル改革推進に取り組む決意のほどを最後にお聞かせいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 先ほどのご質問で答弁をさせていただきましたが、現段階においてDX推進計画策定の考えは持っていないと述べさせていただいております。しかしながら、計画を策定しないということは、イコールデジタル化を進めないということではないということをご理解いただきたいと思っております。

デジタル化は、世界的な潮流でもあり、国内では2040年問題への対応という独自の課題もあります。こうした世界の求めからも、世の中のデジタル化の流れは止まることなく進んでまいりますので、コンビニ交付もそうですが、むしろ今後の行政改革、あるいは業務改善ですね、これにデジタルによる改革に焦点を置いて進めていかなければならないと思っています。

あわせて、先ほど来、自治体DXのこともお話をさせていただいておりますが、成長を求め、競争力を高めるための民間で進めるデジタル化やDXにも市として支援できるものがあれば、そうしたことにも積極的に支援していきたいと考えております。

何を言いたいのかということですが、計画を立てると計画が目的になってしまう。私は、DXはあくまでも全ての分野にわたる手段であると思っています。いろいろな業務においてDX化を進めていく、デジタル化を進めていくということは、これは必須でありますので、先ほど来言っているように、例えば総務部門におけるDXのRPAの導入や、税部門での導入も含めてですね、私はITのデジタル技術の導入を図っていくということは、これはもう必須ですが、一方で、大切なのは人材教育だと思っています。例えばデジタル技術を最先端のものを導入しても、ITリテラシー、活用能力がなければ、ただの宝の持ち腐れになりますので、私としては、それぞれの分野におけるIT、デジタル化におけるITリテラシーを高めていくという方向、人材育成の方向で、さらにデジタル化も含めてですね検討していくのが本来の筋だというふうに思っているので、先ほど来そのように述べているというところであります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 総括的な再質問で大変恐縮でしたが、ありがとうございました。

それでは、2番の独身男女の出会いの機会創出と結婚支援についてでございます。

若者が定着して持続可能なにかほ市とするためには、重要な課題ではないかなと考えております。この質問は2回目となりますが、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が婚姻や交際にも及んでいるとの報道記事がありました。新しい出会い方を模索する人もいる一方で、交際相手を積極的に探す人は減少しており、感染リスクだけでなく、雇用情勢の悪化など、経済的打撃も要因と見られ、専門家はこうした傾向が長期化すると指摘しています。

自治体が行う婚活イベントも減り、開催しても参加者の減少が目立ちます。ある自治体の担当者は「自粛の傾向が強く、婚活イベントや飲み会といった出会いの機会が減っている。結婚と経済には密接な関係があり、不況になり金銭的不安を抱える人も多く、経済が与える影響も大きいといえます。ある大学の家族社会学の教授によると「出会いの機会の減少と、経済の悪化という二重の打撃であり、この状況が続く限り、結婚は減り続けるだろう。雇用の安定と結婚支援、さらに子ども

を産み育てられる経済的サポートを充実する必要がある」と指摘しています。

コロナの感染拡大が未婚化・晩婚化に、一層拍車をかけていると受け止めているところであります。

本市もこれまで結婚支援に取り組んできており、大変評価をしているところではありますが、行政による結婚支援について、さらなる支援対策も含め、再度検討が必要ではないかと考え、以下質問します。

(1)、①県並びに県内全市町村、民間団体が構成する「あきた結婚支援センター」への登録は、令和3年11月末現在で1,529人のようですが、市の登録料助成制度を活用し登録した過去5年程度の実績人数と今年度の現時点での実績を伺う。

②あきた結婚支援センターでは、各地域に出向き、相談を受ける出張センターを定期的に開設していますが、本市での開設状況について伺います。

③現在登録されている独身男女の出会いを支援するボランティア「結婚サポーター」、いわゆる「地域の世話焼きさん」は、全県で278名が登録し、本市には3名の方がおられます。PRに努めてはいるものの、前回の一般質問以来、増員には至っていないようです。

そのほかにも出会いの場を提供する「出会い応援隊」が3団体・企業、また、独身従業員の出会い、婚活を応援している「会員団体」の市内1団体・7企業も登録・連携しているようでもあり、好ましい状況にはあると思います。これらの支援により、本市で成婚に至った件数をお伺いします。

④未婚化・晩婚化対策として、今年度新たに「一年成婚サポート事業」が創設されました。民間事業者を利用したの一步踏み込んだ取り組みとして評価をしているところです。この事業のこれまでの成果、見込みも含めて、課題についても伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、森議員の2番目のご質問にお答えをさせていただきます。

①番の独身男女の出会いの機会創出と結婚支援についてです。

初めに、市の助成制度を活用し、あきた結婚支援センターに登録した実績についてですが、同助成事業は令和2年度から始められた事業であり、令和2年度は7人、今年度は1月末現で5人が登録しております。

次に②です。出張センターの利用状況についてですが、令和2年度以降、にかほ市内での出張センターの開設はありません。ただし、令和3年8月以降は、センターに来所しなくても入会手続きができるオンライン入会面談ができるようになっており、より入会しやすい環境が整えられているというところであります。

次に③です。結婚に至った件数については、登録サポーターや会員団体の具体的なかわりについて確認はしてはおりませんが、件数としては令和2年度が2件、本年度は現時点で0件となっております。

次に④番です。一年成婚サポート事業の成果と課題についてです。

今年度から開始した一年成婚サポート事業は、民間事業者への委託事業として実施をしております。

す。本業務の委託先は、他自治体における同様の業務について実績のある仙台市のマリッジパートナーズ株式会社で、昨年5月に契約を締結し、業務実行スケジュール等を打ち合わせた上で、早々の事業着手を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置をとる必要があったため、10月からの活動開始となりました。

本事業は、民間事業者の結婚相手紹介サービスを利用して、専任のコンシェルジュとともに1年以内の成婚を目指す結婚活動であり、登録月から1年間の活動期間となります。10名の募集枠に対して7名の男女が登録をされており、結婚に向けて活動しているところであり、現在2名の方が交際中との報告を受けております。そのほか5名の方についても、業務委託先の専任コンシェルジュの方からアドバイスをいただきながら、交際に向けての活動を進めているところで、本年9月までが活動期間となります。

近年は、インターネットやアプリケーションソフトを活用した出会いの創出や婚活に対するニーズが高まっており、信用のおける事業者の紹介と費用面での支援を行っているところであります。

課題としては、一つに、親世代が感じているネット上での婚活に対する抵抗感を払拭すること。二つに、交際が始まったとしても、相手の方が県外にお住まいの場合は、コロナ感染防止対策による移動制限があると、面会が制限され、その面会の回数の減少が想定されることから、成婚まで時間を要してしまっていること、この2点が挙げられております。

以上のような課題が想定されるにせよ、若い世代の結婚に対する希望実現を支援するために、引き続き募集に関する情報提供を行ってまいりますので、皆様からも積極的な事業のご紹介をお願いしたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 人口動態速報などを参考に、人口1,000人当たりの婚姻率が出ていましたが、2016年は全国平均5.0、秋田県3.5、にかほ市が3.1でした。4年後の2020年では、全国平均が4.2、秋田県が2.8、にかほ市が2.3で、全体的に同様の下落傾向にある状況です。

県及び本市とも、全国平均とは大きな差があって、本市は県の平均と比べても大きな差が生じているところです。ちなみに、秋田県は2000年以降、全国最下位の状況が続いているようでもあります。

結婚支援センターでもA I縁結びによるマッチングなど、工夫を凝らした取り組みを行って、これまで結婚に至った人数は1,664人のようです。コロナ禍での自粛生活が長期化し、結婚したくとも出会いの機会が全くなくなった、マスク着用が日常化し、相手の顔も表情も分からない、話しかけづらいなどの影響が出ているとも言われています。

それで再質問になりますが、先ほど市長からもご答弁あった内容とダブるかもしれませんが、独身男女の出会いの機会の提供、結婚したいパートナーとめぐり会いたいといった若者世代が結婚を選択する結婚したい機運を高め、背中を押してあげるようなさらなる行政側の支援が必要ではないかと思えます。ウイズコロナにあっても、できる支援をさらに模索していただきたいと思えますが、再度、市長のお考えを伺えればと思えます。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員の再質問にありますように、結婚したい若者のさらなる支援を模索すべきだということについては、私もそのとおりだと思っています。

結婚を望む若者世代が出会いを求めてパートナーとめぐり会い、こうした機会を求めて交際に繋がっている人が、私はもうかなりの数で当たり前のようにいるんだというふうに感じております。結婚支援センターや一年成婚サポート事業への登録状況も、まさにこのことを反映しているというふうにいえます。

ですが、これは行動に移すことができた人の数となりますが、この行動に移すこと、これをためらう、あるいは躊躇してしまう人も少なからずいるのだと思います。それが性格によるものか、あるいはコロナ禍によるものかは判断はしがたいところではありますが、費用面、経済的な問題、負担感によるものであるとすれば、登録費用等を助成する形で負担感の軽減を図るということは私はしていかなければならないと思っています。

さらなる支援と質問でもありますが、現行の支援事業、あるいは結婚支援センターや一年成婚事業への登録等へ費用助成をさらにアピール、PRに努めて、躊躇されている若者の後押しとなるようまずは両事業を継続していきたいと。

まず、出会いについての直接的な支援は、今までやってきたことをさらに深度を深めていきたいというふうには思っていますが、さらには、出会いをできるような空間づくりも、また私は必要だというふうに思っていますので、改めて申し述べておきたいと思います。

【7番（森鉄也君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで7番森鉄也議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。再開を午後1時とします。

午前11時39分 休 憩

午後0時58分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） まず最初に、今日と同僚議員の質問に類似質問でしたので、私の答弁はと思いましたが、通告の質問に総じて答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問いたします。

生活道路の除雪排雪について。

秋田県内で比較的降雪量の少ない能代市や秋田市でも平年の3倍を超える積雪を記録している今冬で、自治体には、住民から除排雪の要望や苦情が多く寄せられ、多いときは1日で500件もの要望・

苦情が寄せられた旨の記事が、新聞や当該市ホームページにありました。

私の住んでいる地域も、道路脇に除雪された雪の高さを見れば、平年より積雪が多いと感じられる。住民同士の会話でも雪の話題が多く、「除雪がまだ来ない」「玄関前に雪の塊を置いていかれた」「除雪オペレーターで作業内容に違いがある」など、毎年のように聞く話題で、特に高齢者に多いようです。

市の除雪計画では、「除雪作業の安全確保と除雪作業への協力呼びかけ」を広報掲載等でPRに努めるとしているが、除排雪に対する市民の思いを知ることも必要と思います。一方向的PRでなく、サービスの受け手の市民も意見の送り手になる、双方向によって行政も市民の求めていることや満足度を知り、自助・共助・公助の課題が見え、以後の取り組みに役立つと思います。隣接市でもアンケートの実施により課題を抽出し、具体的対策に繋げている事例があります。

降雪が続く今冬も、除雪後の雪寄せは、高齢者世帯やひとり暮らしには特に厳しい作業となっており、負担軽減となる「住民にやさしい除雪」が求められていると思います。以下、質問します。

日常生活での除雪の負担軽減をしなければ、人口減少に拍車をかける問題として、山形県西川町議会では「住民にやさしい除雪について」政策提言しています。当市においても同問題について検討に値すると思います。当市の除排雪現状の認識と「住民にやさしい除雪」の必要性について、市長の見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

あらかじめ申し上げますが、1の(2)番、(4)番、(5)番については、担当の部課長よりお答えをさせていただきますので、お願いします。

1番の(1)ですが、当市においても除雪計画の基本方針に示しているとおおり、市民の生命と財産を守るために円滑に事業を実施していく方針であることは、他の市町村と全く変わるところはありません。

除雪に関しては、出勤基準を設け、パトロールを行った上で実施しておりますが、事前に降雪が予測される場合などは、出勤することを前提に除雪準備をするよう指示をしているところであります。

今冬は、除雪により路側にためられた雪が溶けることなく降雪が続いており、道路幅が狭隘になるなどの状況も多くなっており、拡幅除雪により住宅間口への取りこぼしが多くなっていることも分かっておりますし、市民の皆様にご難儀をおかけしている状況も承知をしているところであります。

議員から紹介のありました山形県西川町議会からの提言については、平成26年に出された「住民にやさしい除雪」についての政策提言で間違いはないかと思いますが、住民にやさしい除雪の必要性については、本市では高齢者世帯が多くなっていることや、ほぼ全ての世帯で自家用車を所有していることから、よりきめ細かく行うことの重要性を認識しているところであります。

他方で西川町の提言書にあるように、最大積雪深が5メートルを超え、約半年間、雪に埋もれる

ような豪雪地帯でない本市においては、除雪の負担軽減をしなければ人口減少に拍車をかけるまでの除雪における問題があるとは認識はしておりません。

市街地は、住宅間口が連続しており、極力取りこぼしを少なく実施するよう心がけるようにしているところではありますが、積雪量が多くなることにより、大型車両での対応にも限界があり、多くの苦情やご意見をいただいていることも事実であります。建設課職員は、連絡を受けた際には、必ず現地を確認し、必要に応じて手直しの指示を行ったり、職員で対応できるものについては、その場で自らがすぐに対応するなどの心がけをしております。中には厳しい意見によって対応に苦慮する事例もありますが、その際にも極力丁寧な説明を心がけて対応しているというところでもあります。

本市においても、地域によっては積雪量や雪質の違い、降り始めの時間の違いや溶け始めのざぶついた道路除雪等により、対応が多種多様となり、市民全員が満足いく除雪体制の構築は、なかなか難しいものと受け止めております。市としましては、住民にやさしい除雪については、きめ細やかな除雪としてこれまでも心がけてきており、引き続き対応をしてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 高齢者宅等の助成、これよくやられていると思います。それで、私今回、そのやさしい除雪というふうなのを考えたのはですね、若者支援住宅のアンケートあったんですね。多分ご存知だと思うんですけども。若者支援住宅にですね、こういうのあるんですよ。定住するために必要なものの中にですね、雪対策が充実しており、降雪時にも不便なく暮らせることという設問があるんですね。定住に必要な。それでですね、市内出身者、これですね20項目中3番目に挙げてるんですね、必要なもの。定住に必要なもの。要は雪対策ですよ。それで市外出身者、これ20項目中2番目に挙げているんですよ。やはり雪対策に対しては関心があるというか、不安なんですね。雪の生活をしたことのない人が定住・移住によってにかほ市に来た場合に、一番何を先に感じるかということ、冬の雪対策じゃないかなと。例えばアパートとかそういうところに入った人は、それはそれなりに雪対策はしなくても、業者がやってくれる。でも、個人で家を持った場合に、じゃあ今の道路の除雪、それを見てどう感じるかですよ。それで、このアンケートの中にですね市内出身者の中で自由意見欄にですね「丁寧な除雪が必要である」って書いてある人もいますよ。やはり若い人でも除雪に対しては、こういうふうにも不満を持っている人がいるんですね。今はちょっと荒っぽいとか、丁寧なっていうことは、やはり自分の思っているような除雪がされていないというそういう意見だと思うんです。ですから、やさしい除雪というのは、今まできめ細やかな除雪をやってきたから、それはそれで通してもらいたいと思います。でも、今までと考え方を違えた方がいいと思うんですよ。移住・定住を促進している以上、雪に経験のない人がにかほに集まってくるということを考えてもらいたい。私はそれを強く言いたいんですね。だから、今までの除雪とは違う感覚で、要は除雪を丁寧に、要はやさしい除雪とはというふうにもホームページに載せている市があるんですよ。それは、道路除雪によって間口に堆積される雪の量を少なくすること、これがやさしい除雪だよと。だから、そのやさしい除雪に対して課題を持って進めているという市があるんですよ、実際。先ほど市長の答弁に、にかほ市は西川町と比べて降雪量が少ないからというふうにも答弁され

たんですけども、それでもにかほ市のここ最近の降雪量を見ると多いんですよ。今までにかほ市で経験したことのない降雪量、今冬なんかすごいですよね。ですから、そういった形の中で、やっぱりきめ細やかな除雪の中でも、やさしい除雪、思いやりの除雪、そういうふうな除雪は、どういうふうにすれば市民に受けてもらえるかという、そういうことも考えてもらいたいなということで、市長に再質問として伺いますけれども、そういった市外出身、雪の生活を経験したことのない人に対してのやさしい除雪ということ、もう一度ちょっと考えてもらいたいなということで、今もし答えてもらえたらお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） まず、除雪については、これが毎年、降雪量によって除雪に対する人々の反応といいましょうか、あるいは関心度が変わってくるということは、これはご理解いただけると思います。確かに最近というのは去年と今年の話だと思いますが、去年も雪は多かったです。しかしながら、去年は1月28日の段階で一旦雪が全部解けている。だが今年は、1月28日を過ぎても雪が解けずに、またそれに続けて降雪してしまっておって、そのために多くの皆さんから排雪に対する要望が来たということは、これも私どもも理解はしております。しかしながら、これを全て行政で毎年準備をしてやることができるのかというと、それはやはり厳しいと思います。業者の数、あるいは請け負いの数等々を考えたときに、やはり自助、共助、公助の中のそれぞれの役割分担をお願いしていかざるを得ないだろうと私は思っています。

私どものきめ細やかな除雪が、決してやさしくない除雪であるとは思っておりません。むしろ先ほども申し上げましたように、建設課の職員並びに除雪を請け負っている業者さん、あるいは降雪量が著しいときは、毎日のように昼夜を問わずパトロールを実施し、全ての人の生命、財産及び安全を損なうことのないよう一生懸命取り組んでいるということを考えれば、一生懸命やさしいまちづくりの中で取り組んできているというふうに私は理解をしております。

先ほどの若い人たちの、市内出身者のアンケートにあったとありますが、確かに雪を覚えているがために雪に対する反応としては、それもありがたかなと思いますが、それを全て行政がやってくれるという、それはやっぱり無理があると私は思わざるを得ません。ですので、これまでのようにきちんとした年間の除雪計画の中で、これまでの状況を把握しながら除雪に取り組んでいかなければならないというのが現段階での私の考え方であります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、答弁いただきましたけども、何も私、全て行政でやってくださいとは言っていないですよ。除雪のやり方を考えましょうということなんですよ。同じ除雪をやるにしても、丁寧な除雪というのはできるんですよ。今の例えば委託している業者が限られてて、全てにかほの道路を除雪するとなれば、やはり時間的な制約もあると思います。でもですね、同じ除雪するにしてもですね、他市では間口の除雪をやっている市もあるんですよ。これは全戸じゃなくて、高齢者宅前は間口除雪をやるといような形で、GPSを付けて活用してやっているんですよ。高齢者宅へ来ると、スマートフォンからアラームが出てですね、ここはこの先は高齢者宅なので、そこを間口除雪してくださいよという、そういったアラームが出ると。それによって間口を

除雪して、その寄せた雪は隣のお宅に積もるんですけども、それは前もって説明して、ここの雪を寄せるから、ここにためらせてくださいと、そういったコミュニケーションをとってやっているということなんですね。だから、それが本来のやさしい除雪なんです。だから何もその全てが行政でやるとかじゃなくて、同じやるにしても、やり方を工夫すればやさしい除雪になるということを私は言ってるんです。ですから、考え方一つで除雪も変わるんですよ。だから、そういったことを考えていただきたいなど。今冬から当市でもGPSを活用していますよね。GPS。それってというのは、ただ作業効率を上げただけのGPSなんです。ですから、同じGPSを使うんだったら、そういった間口除雪というのも考慮したシステムを取り入れると、そういった考えもあると思うんですけども、それに対してご答弁をお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 除雪の仕方については、担当の方で何か答えることがあれば答えてもらいますが、まず最初に除雪については、降雪時には主要道路を一気に業者さん等がやると。そうした場合には、広く、全市内、にかほ市は比較的狭い地域ですので、広く全体の道路をまず確保することをまず第一義的に行います。そのあとに第二義として、今言われたように雪の塊が残っている地域や場所的に少し不備があった、あるいは要望があったところについて、建設課がパトロールに行って、あるいはそこに行って、間口も含めてですね対応しているという今の現状において、私は果たして議員がおっしゃるように、全くやさしさのない除雪をしているとは思っておりません。むしろ、建設課の職員の皆さんも含めてですね、まず1回目は多くの道路を除雪し、そのあと市民要望が来たり、あるいは地区に取りこぼしがあるなど思ったところに二度目、三度目の除雪に行っているという状況も、きちんと理解をしていただきたいと思います。

除雪のあり方について、何か追加補足することがあればお願いします。

●議長（佐藤元君） 建設課長。

●建設課長（高橋寿君） GPSのシステムのことについてですけども、議員が今おっしゃられたとおり、今季からGPSを搭載しております。確かに作業効率も上がってますし、今現在どこを走っているかということを職員が把握できておりますので、問い合わせ等があったときに現地を確認するまででなくてですね、机上からですけども作業指示ができるということで、効率は良くなっているかと感じております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私の質問にまだ答えていないのですけれど、GPSを活用した、そういった間口除雪やれるかどうかって聞いたんですけどね。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今冬は確かに間口に対する雪の量が多くて、私にも直接いろいろなお電話をいただいてもおります。しかしながら、それについてもきちんと建設課の方に連絡して、何とか対応していただいているということでもありますし、毎年そういう状況であればそういうシステムの導入もまた図らなければならぬかと思いますが、現時点ですぐそれをはい導入しますよと言えるような段階ではないということをご理解をいただきたいと思ひますし、現在のシステムで議員の

おっしゃるような間口対応ができるものに変更できるのかということの技術的な問題については、担当課の方でお答えをします。

●議長（佐藤元君） 高橋課長。

●建設課長（高橋寿君） GPSのシステムにおきましては、今現在もですけども、例えばマンホールですとかはみ出しているものがある場所なんかを別に登録しておきまして、アラームで表示をできるようにできております。それについてはオペレーターも音が出て気をつけて作業をするということができていますので、危険箇所としてあらかじめ登録することは可能かとは思いますが、技術的には、ですが、一件一件の登録をするというのは、現実的な作業の困難さも伴いますので、今現在では、ちょっと間口という登録はしていませんが、技術的にはそういうこともできるかと思えます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 技術的に可能であれば、今後検討いただいでですね、自治会を通した形でですね、ここのエリアはそういったことを要求する高齢者宅が何件あるかっていうのを調べてですね、要は可能であれば1回やる除雪に対して、ここに3件ぐらい寄る時間がプラスになるっていう、そういうぐらいだと思うんで、その辺のところは考慮いただいで、ご検討いただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

近年の除雪に関する苦情の件数、傾向とその対応について伺います。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） (2)の除雪の苦情に関する内容をお答えいたします。

配付しております提出資料の方を見ていただくと、そちらの方、件数等記載しております。

資料の方は2月9日現在での全苦情件数250件、内訳ですと象潟地区115件、金浦地区40件、仁賀保地区95件となっております。この数に計上されていない軽微なものもありますので、実際は資料以上の数字であると捉えております。

苦情・要望等の連絡は、3地域共通して市街地が多くなっており、これに関しては例年と同じ状況となっております。

今季は、特に仁賀保地区の市街地の積雪量が他の市街地と比べて多くなっており、特に狭隘路線の除雪依頼が多い結果となっております。

また、除雪依頼は自治会によっては会長を通しての依頼を徹底されている地区もありますので、苦情や問い合わせが少ないからといって満足されているというような認識は持っておりません。

依頼を受けた際の対応はもちろんです、平日は毎日、職員によるパトロールを実施しまして対応にあたっております。

相談の内容では、雪の塊を向かいの家には置かれていないのに、自分の家の前にばかり置かれているとか、向かいの家に置かれる量が多いなど、心情的な不満を受けることも多く、このような場合でも現場を確認し、オペレーターにも作業状況を確認し、可能な範囲で対応するように指示しているところです。

積雪量が一晩でかなり多くなった日もあり、こういった日には作業効率も悪くなり、作業全体に

時間を要することや建設課への電話が殺到することから、電話対応に時間を要し、現場の確認に遅れが生じ「依頼したのにまだ来ないのか」といった苦情を受けることもあるようであります。

対応に時間を要した事例もございますが、狭隘路線も含め対応しておりますので、他市で苦情の要因となっているような住宅街に数週間除雪車が1回も来ないといったようなことの、事例はないようにしております。

以上です。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 資料の提示ありがとうございました。この資料を見ると、令和4年2月現在で250件ということでしたけども、ちなみにですね前年度、前々年度の苦情件数って今お持ちでしょうか。もしお持ちでしたらご答弁の方をお願いしたいんですけど。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 苦情内容につきましては、資料等は持ち合わせておりませんので、件数は報告できませんけども、昨年度もほぼ今年と同じぐらい件数としてはあったようです。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） それでですね、こうやって整理していただくというのは本当にいいことだと思うんですね。今、これには苦情内容と対応状況というのを書いていますので、これは結構なことだと思うんですけども、例えば降雪が続いたから苦情が多くなる、降雪が少ないから苦情が少なくなる、それは当然だとは思うんですけども、私は、どうせお金をかけるんだったら苦情を減らすような方策を考えた方がいいなというそういうタイプなんですね。これを見るとですね、対応はしているんですけども、じゃあその苦情に対して要因というのは何だったのかという分析ですよ。苦情の分析。これ一つじゃないんですよ、苦情に対しては。いろいろな要因が重なって苦情となっているんですよ。その要因を分析しない限り、毎年同じことを繰り返すんです。これ、ものづくりも一緒なんです。だから、いつもですけど、行政とものづくりは違うと言われてはいますが、こういった形の中で苦情とかいろんな不良とかってなったときには、やはりきちんとした原因を突き止めて分析するという、そういうことが必要だと思うんですね。ちなみに、もしできたらですけども、その分析しているものがあったら教えていただきたいなど。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 苦情については、毎年いろいろ、同じことがほとんどだと思います。ただ、実際にその作業にあたって、苦情処理にあっている段階では、原因までの追求というのは、今までもやれないでいたというのが実情だと思います。実際、個人的な意見の部分に関しては、これは気持ちの問題なんだろうがないかなという形はあります。ただ、何とかして解決できないのかということで、ちょっと職員たちの手の空いたとき、意見交換しながらという形で、改善方法がないのか、苦情が来ないようにどうしたらいいのかというようなことは話し合いはしております。記録としては残ってないと思いますけれども。それは今後とも、例えば委託の業者さんを含めた、反省会ではありませんけど、今年の苦情に対しての解決方法、いろんな人の意見を聞いた上で、来年度の計画に反映できるような形での方法というのは今後考えていかなければいけないのかなと

思っています。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） ぜひそのようにやっていただければと思います。

あとですね、私ちょっとこれ見てびっくりしたのは、その都度職員が出てるんですね、現場へ。これね、やさしい除雪だけど、職員には厳しい除雪なんですよ、これ。毎回これ出てるんですよ。これを考えないといかんということですよ、私は。この職員がこれにいかにかに時間取られているか。だから、職員が行かなくてもこういうのが対応できるような形にしていくというのが本来の改善なんです。ですから、こういうことを前向きに考えてですね、職員が出なくてもいいような件数を減らしていくために何を改善するか、それをやはりきちんとやるためには、要因系が必要なんです。何でこうなるか。それをぜひ進めていただければと思います。

じゃあ次の質問に移ります。

除雪に関する住民の思いや満足度及び除雪機オペレーターの意見を知るための、両者へのアンケート調査の実施を提案したい。この調査は、除雪の実態と共助・自助による除雪に関する意識、要望等の把握、また、オペレーターの思いを知る、良い手段と考える。除雪に関するアンケート調査の実施について、市長の見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(3)についてお答えをします。

除雪に関するアンケート調査に関しては、日頃、市民が感じていることを確認する意味では有効と考えます。しかしながら、これまでの苦情内容は、主に先ほど建設部長がお答えしたように、自宅前に関しての内容が圧倒的に多い結果であります。市内全域を除雪する中で、個人個人に不満があることは承知しており、多くの苦情も受けておりますが、シーズン前に自治会により要望を受けることもあり、自治会長とも現地を確認しながらの内容の聞き取りも行っておりますので、この要望には、そこに住まわれている市民の思いが入っているものと認識をしております。

除雪オペレーターに関しても、直営作業班及び業者委託に関しても、会社を通してオペレーターの意見や困っていることなどを聞き取り調査を行っておりますので、改善できるものは既に取り組んでおります。したがって、除雪業務に特化したアンケートの実施は考えておりません。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁ちょっと前向きじゃないということで受け取ったんですけども、このシーズン前にいろいろな意見を伺う。それはそれでいいと思うんですよ。でも、アンケートを行うということは、アンケートにいろいろな設問を入れて、そこから要因系、要は何で苦情が出るのといったところを設問に入れて、そこから要因系を引っ張るとというのがこのアンケートの目的なんです。ですから、そういった声を聞いたから分かるじゃなくて、本来のアンケート、住民の除雪に対する満足度、これ知らなくていいんですかね。今、除雪、作業員は一生懸命やってるんですよ、深夜から。その深夜からやったものに対して苦情来るんですよ。オペレーターの身になってもらえば、私はもう悲しいですよ。一生懸命やったのに苦情が来て、俺の仕事にケチつけられてる、

そう思うんですね。だから、私はそれを繰り返さないためにも、アンケートによってきちんとした要因系を把握して、それに対する対応を打つ、それが必要だということを言ってるんですよ。

ある市ではですね、毎年やってるんですけども、満足度がですね大体20%以下なんですよ。不満というのが50%以上。これ毎回アクション打っても、こういう程度だそうです。ですから、こういう対応策は継続して、毎年きちんとした対応をやっていかなければいけない。それは市民と、それから事業者と行政と三者タッグでこれ組んでいかないと、こういった満足度は上がらないと、やってるんですね、ほかの市では。ですから、アンケートはやらないじゃなくて、アンケートもやるように方法をまず考えてみると。そのぐらいは言ってもらいたいですね。アンケート取る気持ちがないうのに、取れといてもしょうがないんで、時間だけかかるからあれですけども、私はですね、本来の要因系の分析をするには、アンケートが一番なんですよ。何でも、何やるにしても。だから、アンケートに対しては、現場の方はアンケートというよりも、そういったことをきちっと考えていろんな計画を立てていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。

生活道路や狭隘路の堆積した雪の拡幅除雪や運搬排雪作業を行う際の判断基準及び出動の判断と指示は誰が行うのか伺います。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） (4)番の排雪の際の出動基準、指示ということですが、排雪等の指示については、佐藤治一議員の質問のお答えと重複しますが、自治会等から要望を受けた場合や、建設課職員によるパトロール実施時に、現地確認により状況を把握した上で、主に交通量の多い交差点の角へ雪を堆積し見通しが悪くなった箇所や狭隘路線の運搬排雪作業を建設課直営作業員、除雪の委託業者に指示しております。

排雪の依頼は、自治会や直接の依頼を含め多くの要望がありますが、要望があったからといって全ての場所に対応できませんので、要望があった場合には建設課職員が現地確認を行い、見通しが悪いなど通行に支障を来している状況で運搬排雪作業が必要と判断した場合に、建設課の職員が判断して指示する流れとなっております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） ありがとうございます。除雪計画の概要版ありますよね。この概要版のですね後ろに除雪要望、これにはですね排雪は書いてないです。除雪に対して迅速に行うために、自治会長を通して連絡くださいと。でも、排雪に関しては一言も書いてないですよ、これに。佐藤治一議員の時にも排雪というところの中でいろいろ聞かれていましたけども、私のこれは除雪計画なんですよね、やっぱり除排雪計画で、きちんとその自治会長にも排雪を市民、要は地区の住民がですね、排雪をお願いしたいというふうな形ができるよというふうな形で、これに書くべきだと思うんですね。除雪だけじゃなくて、排雪。除雪・排雪要望について。これ、何でこれに排雪を載せていないのか、ちょっとそれ聞きたくて、再質問。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） にかほ市における排雪という言葉の考え方としては、あくまでも除

雪の延長上にあるという考え方でして、通常の寄せるだけでは足りない、追いつかないという場合の排雪、県内の豪雪地帯であれば除雪しながら排雪しないと安全が確保できないというような場合であれば、当初から除雪・排雪計画という形になろうかと思えます。ただ、にかほ市の場合は、ある程度除雪することによって安全が確保できると、生活に支障ない道路の確保できるというもとで動いております。それでも、その年の積雪量によりましては、排雪しないと支障が出るという場合は、排雪もやると。あえて最初から除雪しながら排雪ではないと。除雪して、除雪で追いつかない場合の排雪という段階的なものもあるので、あくまでも以前からにかほ市では除雪計画という形でのつくり方になっているかと思えます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今年の冬はですね、やはりいつもと降雪量が違ってですね、あちこちに雪の山があったんですね。いろいろなところから、やっぱり聞こえてくるんですよ。この雪、誰が、どうなれば取りにくるんだ、運搬するんだというような声があるんですよ。どこへ連絡すればいいのかと、自治会長に私は言うんですけども、それ何に書いてるの、何で周知してるのって言われるんですよ。広報で周知してるでしょうって言ったんですよ、私。それで広報見たら、広報にはそれ書いてないんですね、排雪っていうのは。だから、市民の皆さんに排雪という観点、先ほど部長が答弁されたように、にかほ市は前からそういうように多くなれば除雪と一緒に排雪やるんだっていうふうに言ってますけど、市民はそれ分かってないんですよ。分からなくていいんですかね、市民。やはり市民にも周知をしてもらおうと、そういった配慮っていうの、気心っていうのは、俺あってもいいと思うんですね。それがやさしい除雪の一つのうちなんですよ。市民に対して、市民が除雪に対して、やはりこういう計画でいるんだねというふうに分かっていた方がいいようなね、そういうのがあると私はいいと思うんですよ。

先ほど佐藤治一議員も出しましたけど、秋田市ではこういうふうなのがあるんですよ。広報の中に、見開きの保存版として入れてるんですよ。4ページを使って。それって、今冬の除雪に対して、こういう助成とかいろいろなものがここに書かれてあるんで、保存して、これを見てくださいというのがあるんです、でっかくこういうの。その中にはですね、排雪もあるんですよ。その排雪は、こういった状況になったら排雪しますよという図式のものもあるんですよ。市民が見て一目で分かるように。だから、にかほ市はこれがないんですよ。本当の広報の、要するに半ページの半分を使って、ちっちゃい文字で、今年の除雪はこうです。協力してください。それだけ。だから、市民に聞いたら、そんなの頭に入ってないって言うてるんですね。やはり市民に周知するためには、こういうのが必要なんですよ。雪対策、今年の保存版です、これを見てください。何かあったらこれを見て電話してください。そうすれば、苦情も少なくなると思いますよ。その排雪をまた職員が出かけて現地見て、それ、また職員が出るんじゃないですか。だから、それ見なくても、それをやれるように、そして自治会長と連絡を、シーズン初めにですね自治会長が自治区を回って、排雪に必要な情報を流していただきたいって、そういうのを事前に話しておけば、自治会長が見て判断したものをいけば、わざわざ職員が来る必要ないと思うんですよ。そういったことも私は足りないんだなと。もうちょっと時間あれなんで、そういったことも考えていってもらいたいなということを要望

して次の質問に移ります。

概要版除雪計画3の除雪作業の具体的方法に、「住宅玄関、車庫等の出入口がふさがれた雪は、市民各自で手直しを～」とあるが、末尾に「極力閉塞しないよう作業を行う」ともあるんです。しかし、除雪後の状況は、雪でふさがっているのが実情なんですよ。作業上の注意点として住宅前の除雪時に「極力閉塞させない作業」というのが除雪機械オペレーターに伝わっているのかどうか、これ伺います。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） それでは、(5)の質問にお答えいたします。

間口の除雪に関しては、質問にあるとおり、極力閉塞しないように作業を行うとして、除雪計画にも掲載し、建設課直営作業員及び除雪委託業者とも除雪会議での確認を取り、シーズン中においても市民より連絡を受けた際など、改めて配慮できる範囲での対応をお願いしているところです。

しかしながら、市街地の家屋が連坦する住宅密集地は、道路の両脇の間口が連続し、道路形状により一方向に雪が集まりやすいなど、物理的に雪を堆積する場所がないことも事実であります。その中で角地での堆積できる場所を検討をし、対応しておりますが、全ての雪をその場所へ運搬することも不可能であり、積雪量によっては取りこぼしが多くなるのも事実であります。場合によっては、水分量を多く含む雪の塊を取りこぼすこともあり、苦情を受けることも多くありますが、状況によっては職員が除去し、対応する場合があります。ご苦労をおかけしている状況は十分認識しておりますが、引き続き皆様の協力をお願いしたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁では、末端の作業者のオペレーターまでこの件が伝わっているかどうかというのは、ちょっと聞こえてこなかったですね。会議上で言ってる。会議にオペレーターは出てないですよ。ですから、作業員への伝達ってどうやってやっているかというのをもう一度お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 委託業者のオペレーター、直営班のオペレーターであっても、直接、除雪会議での伝達も含めてですね、実際に苦情あった場合、現場に行けばオペレーターはそこにいるわけですので、その場で直接お話しして、こういった配慮をお願いしますということは、その都度伝えている形になっております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） その場に来たときに伝えているということでしたけども、通常であればですね、この除雪計画に明記してですね。安全教育のときに作業手順とかそういうのも含めてって書いてるんですけど、こういったところでこういうのをまず指導するというのが普通のやり方だと思うんですよ。ですから、全オペレーター、にかほ市に何人いるか分からないですけども、一人一人に私聞いてみましょうかね、これ分かりますかって。多分、分かるっていう人いないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、作業員全て分かっていたらいいですよ。分かっていたら間口をふさいでいる除雪してるとなれば、今度、作業員に問題があるんですよ。知っていて何で配慮した除

雪しないって。無理なことをやれというんじゃないで、できるからこうやってここにも書いてるんですよ。間口に残さないようにしますって。だから、配慮するような除雪すればできることなのに、作業者がやらないということは作業者の問題になっちゃうんですよ。だから、それはもう作業者に押しつけるっていうのは、私はしたくないんです。ですから、これは指導する側の配慮不足というか、このあときちっと、そのシーズン初めにこういったことを確認する、委託業者に対しても、ここまでは必ずオペレーターに伝えてよっていうのを書面でやって、書面でやったのを分かったのをサインもらって、全ての人がサインやってるから分かってるんだな、そのぐらいの配慮をすれば、職員がいちいち出なくてもいいと思うんですよ。そうなれば。だから、私はその苦情とか要望、いろいろ毎年同じのを繰り返しているのもあるし、増えているのもあると。それは当然やはりやり方次第では減らせると思うんですよ。少ない費用じゃないんですよ、除雪費用。同じ費用をかけて除雪するんだったら、作業者が一生懸命やっているのに感謝するって言われるぐらいの除雪になるべきだと思うんですよ。同じお金をかけて、作業者が一生懸命やったのに市民は不満を持って苦情だらけ。これじゃあちょっとお金の使い方が、ちょっとまずいと思わざるを得ないです。だから、お金を有効的に、同じものをやることによって使うということは、やはり市民が満足していると、感謝していると、そういう言葉が出るような除雪を私はやっていただきたいというふうに思います。

次の質問にいきます。

地域の共助を中心とした地域除雪活動の推進として、除排雪作業に自治会等の団体に小型除雪機・軽トラックの無料貸し出しと除雪活動を行う際に加入する保険の補助を行っている市があります。当市においても共助の強化策、住民の負担軽減を狙いとして要検討事項と思います。市長の見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(6)のご質問にお答えをします。

佐藤治一議員への質問のお答えと重複しておりますが、小型除雪機や車両を貸し出す制度については、除雪機の確保の問題、あるいは経費の増大の懸念、あるいは使用用途の把握の困難な状況などから、検討はしておりません。

集落内の狭隘箇所などについては、自治会とも相談した上で追加する必要がある路線があれば、契約を取り交わした上で個人委託を検討しております。

秋田市の制度の内容も確認はしておりますが、秋田市においては除雪が回りきれないために住民による対応への制度を設けているものと認識をしております。

本市の現状としては、近隣他市に比べて見劣りをするような除雪体制になっているとは考えておりません。自治会との協議により、個人委託を検討していくことや、排雪についても自治会より連絡を受けた際に現地を確認した上で、必要に応じての作業指示の対応を引き続き行うことで、共助の強化と住民の負担軽減を図れるものと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 佐藤治一議員へと同じ答弁ということで、それは分かっていたけど

も、ただですね、降雪量が少ないからそういった貸し出しというのももちろん、それは理解できます。私も降雪量の少ないにかほ市で、本当にその貸し出し機、軽トラック常備して、誰か借りるという電話を待っているのか、それは私もやっぱり判断しかねないです。ただですね、私考えたんですけども、今、小型除雪機を市で持っている、その小型除雪機を使わない時間ってあると思うんですよ。トラックも使わない時間帯もあると思うんですよ。朝8時から夜6時までびっちり動いているということはないと思うんですよ。だから、そういった空いてる時間に貸していただきっていうふうに連絡を受けたら、その時間、空いてる時間だけ、ああいいですよと、そういう仕組みはつくってもいいのかなと。小型除雪機を買って、常備準備しておく、そういう考えじゃないんです、私は。あるものを利活用するんです。今、小型除雪機がなければ、それは1台ぐらいつ象潟、金浦、仁賀保に配備しておいて、これを必要なところに、自治会に貸すと、そういったこともあるべきじゃないのかなと思うんですけども、市長どうでしょう。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 小型除雪機の現在の市の所有台数については担当の方で答えをお願いいたします。

小型除雪機等を貸し出すというのはどうかということですが、先ほども言いましたように、管理の問題、あるいは使わない時間に貸し出せばいいじゃないかというお話ですが、多分使う時期は皆さん一緒だと思います。その時間に、じゃあ私どもは、例えば通学路とか、例えば主要道路の除雪をしなきゃいけないときに、それを優先的に市民に貸し出すということは、やはりそれは控えねばなりません。そう考えたときに、貸し出しの時期というのは非常に厳しいと思いますし、それを満足させるためには必要台数を多く確保しておかなければならないということになります。それで果たして満足し得るのかということも考えれば、現時点でそれに対して試行することは私はできません。

●議長（佐藤元君） 建設課長。

●建設課長（高橋寿君） 除雪車の稼働している台数は、全て合わせて今82台です。ロータリー等も含めてですけれども。その中で、今、ハンドガイドというのは3台しか所有しておりません。うち2台は、業者委託でお願いしておりますので、機械の管理も含めて業者が使用していますので、実際、現実的に貸すことはできないのかなと。うちの直営で持ってるハンドガイドも1台だけですので、それはどうしてもやっぱり雪降ったときに当然使っています。今、市長がおっしゃられたとおり、同じ時間帯に使いたいという方が殺到したときには1台では対応できないので、現在は貸し出すということまでの検討はしておりません。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 貸し出しとなれば管理の問題、それから使う時間帯が一緒、混み合う、それは分かります。でも、それを検討するというのもしないといけないというのは前向きじゃないと思うんですね。この雪国で、これから毎年降雪が続く時期が、こういう年が続くということもあり得るんですよ。狹隘路、それから住宅地の要は手が回らないところあったんですよ。そういうところに今年は堆積している雪っていっぱいあるんですよ。それを例えば高齢者の助成として集

落の支援隊が行って除雪するんですけど、その支援隊も今、高齢化していて、人力での除雪というのが大変になってるんですね。玄関から間口までやる。でも、間口にいっぱいになった雪、これどうしよう、どうしようなんです。そういった高齢者宅の手伝いをしたときに出た雪、それ捨てる場所がないので、そのときにこういったトラックに積む、なんか機械化できるもの、それがあればいいんですよ。だからそれは、市だっつと使っぱなしじゃないと思うんですよ。雪降らないときに貸せばいいんですよ。1台でも。そういう工夫っていうのはできると思うんですよ。それを頭っからできないって、どういうことですか。私はですね、やはり前向き、市民が困っているんですよ。今、高齢者宅を応援するということで行ってる人たちが困っているんですよ、実際。今トラックがあったら、今この雪持っていく何かあれば、今俺達処理したいんだけどっていつてるけど、ないんですよ。今、実際、自治会の中で委託している私の近所では3台、民間の人が狭隘路をやってくれているんですよ。でもこれは契約がここまでだからということで、そっちの方には回れないんですね、高齢者宅には。だから、高齢者宅って結構あるんですよ、うちの地区は。それをね、行政に全てやってもらうっていう、そういうことは一切考えてないです。全部自分たちでやりたい、やりたいけども、手だけじゃもうどうしようもない、だからこういったときにあればなど、そういうことなんです。それ、1台買って準備してじゃなくて、空いてるときに1時間でいいから貸していただく仕組みをつくってもらいたい、それなんだけどね、それもできないでしょうか。再質問します。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） その要望を全市内で例えば受けたときに、どのぐらいの台数が必要になるかというのは、極めて不明確であります。であるならば、むしろ私とすれば、各町内会で1台準備をする。それに対して市が、例えばコミュニティ助成とかで支援をする。そういう方の発想の方が、私は現実的だなというふうに思います。現時点でそういう仕組みが今あるかないかという、ありません。ありませんけれども、そういう検討の仕方、要するに何でも市が準備してやるというのではなくて、今、議員もおっしゃるように、何でも市にお願いするというわけではありませんというのであれば、その自治会等で応分の負担をしたところに市がバックアップするという形の方が、より自助、共助に近いのではないかと私は思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私はその言葉を待っていました。次、私何言おうとしていたのかは、それなんです。要は自治会で小型除雪機を準備する。それに、半分でもいいから助成する。それは他市でもやってるんですよ、買うときにね、市の方で補助するっていうの。だから、それは考えていただけるような今の答弁だったので、その辺のところをぜひですね検討していただいでですね、そういうことも進めていただければと思います。困っているのは市民なんです。だから市民に対して、やはり私は有効なお金を使っていたらいい。そのためには、やはり空いてるときには貸し出す、貸し出す、だからにかほ市広いですよ。旧3町。月1台をとりまわすのは大変だと思います。でも、空いているときに、例えば一自治会から貸してくれといたら、そのときはどうぞじゃあ2時間だけだけでも、それでいいですよっていったらそれで貸してもらえばいい、そういう考え

方も持っていただきたいなというふうに考えます。そういったことを自治会長をはじめシーズン前にですね市長の方からですね、私の市としては雪対策としてこういうことを考えていますよというようなことを自治会長さんに伝えていただければ、本当自治会長さんたちも、本当にその、これ安心して雪対策できるなど、そういうふうに思っただけだと思いますので、ぜひその方向で進んでいただければと思います。これで終わります。

●議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。再開を2時10分とします。

午後1時56分 休 憩

午後2時08分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 初めに、新型コロナ感染急拡大への対応ということで質問をいたしますが、通告を出してからしばらく期間がありましたので、先日の様子とは少し私の質問とはずれがありますけれども、当時の思いを込めて質問しますので、よろしくご答弁をお願いします。

新型コロナ感染急拡大への対応をということで、感染力がデルタ株の数倍といわれるオミクロン株が広がり始めて以来、急激な感染拡大が続いています。

日本共産党にかほ支部が市民の方々に協力をお願いしたアンケートには「国のコロナ対策は評価しない」「感染対策が後手後手だ」との声が数多くありました。ある方は「本日の感染者数は…と、毎日同じニュースを聞く。新型コロナウイルス、オミクロンのニュースだ。町を歩けばマスク着用、消毒、換気…コロナ対策とは文字ばかりのように思われ、いつになれば感染収束するのだろうか不安です」と率直な気持ちを記した方もおられました。これは多くの市民の声でもあります。

コロナ感染拡大は、市民の命にかかわることです。対策を強め、感染拡大を早期に抑え込み、市民の命と暮らしを守る必要があります。以下(1)から(4)の対策が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

- (1)重症者リスクの高い高齢者などを中心に3回目ワクチン接種を迅速に行うこと。
- (2)医療・高齢者等社会福祉施設、保育所などで働く職員の定期的検査ができるようにすること。
- (3)無症状者を対象にPCR検査の無料検査の場所を増やし、陽性者を保護すること。
- (4)有症者を自宅療養にさせないよう、重症化を防ぐため、地域の医療機関の連携と体制強化を図ること。

次に、国民健康保険税の負担軽減について伺います。

前述の市民アンケートの「にかほ市政で最も力を入れてほしいことは何ですか(複数選択でも可)」

の問いに、「国民健康保険税や介護保険料の負担を軽くしてほしい」の答えが圧倒的に多く見られます。年金生活に入り、年金が削減され、消費税が上がるなどの影響もあると思いますが、負担を重く感じている方が多いことは事実です。

全国知事会は、国保税を協会けんぽ並みに引き下げのため、1兆円の公費負担増を政府に要望しております。全国市長会、全国町村会も政府与党へ要望しております。今の制度では国保税が高くなるらざるを得ないという認識の現れだと思えます。

市長には、高すぎる国保税引き下げのための国庫負担の増額を引き続き求めてもらいたい。同時に、市独自の負担軽減を求めるものであります。

(2)「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に係る財政支援の拡充」として、自治体が実施する保険税減免分は10分の10に相当する額が国から自治体へ交付されるようです。本市での積極的な減免適用を求めます。

次に、多くの国民の声に押されて未就学児対象の均等割減免は、新年度から国の制度としてスタートします。2021年3月議会でも質問しましたが、所得のない子どもの分に負担を求めるのは不条理です。市長には、引き続き国庫負担の増額を求めてもらうとともに、市独自に高校生までの減免を求めます。

次に、住宅リフォーム推進事業の現状と拡充についてお伺いいたします。

過去3年間に観測史上1位、2位の降水量を記録するなど、日本でも地球温暖化に伴う豪雨・台風などの災害が激甚化・頻発化しています。日本共産党は、「2030年までのCO₂削減に人類の未来がかかっている」として「省エネと再エネで2030年度までに50～60%削減」を提起しております。私たち個々が省エネに努力しても、その省エネは小さいものであるかもしれませんが、努力することは必要です。そして、それが広範囲にわたれば大きな省エネにつながるものでもあると考えます。

その一例として、住宅リフォーム制度を活用して断熱材を使った省エネ住宅へ向けた改修なども一つの方策かと考えます。本市の住宅リフォーム推進事業の利用状況と省エネ住宅推進として拡充する方針について伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番の(1)高齢者の3回目ワクチン接種を迅速に行うことについてお答えをします。

このことについては、当然私も速やかに実施すべきであると認識をしておりますし、市政報告でもお伝えはさせていただきましたが、一般高齢者に先駆けて、重症化やクラスター発生のリスクの高い高齢者施設入所者と、その施設従事者への巡回接種を2月13日から18日までに実施をしております。一般高齢者への集団接種に関しては、2月23日から接種を開始しております。さらなる接種の加速化を図るため、2月21日には、昨年6月30日までに初回接種を完了した方への接種券を当初計画より前倒しで発送し、3月6日から予約の受け付けを開始いたします。また、個別接種についても、一部医療機関で2月14日から開始しております。これらの対応により、高齢者の希望する方については、ほぼ3月中には接種を終えることができるものと考えております。

次に(2)です。医療・高齢者等社会福祉施設、保育所などで働く職員の定期的検査についてであります。

検査キット等を使用した感染拡大防止対策としては、令和3年6月1日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡において、職場における積極的な検査等の実施について示され、重症化リスクの高い方が多い高齢者施設の従事者に症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査できるよう希望する施設への検査キットの配布を実施する事業があります。また、保育所や放課後児童クラブ、学校などへの配布事業も実施されました。ただ、継続的な支援ではありませんし、申込期間も限られていたようです。

一方、最新の新型コロナウイルスのオミクロン株の急激な感染拡大により、PCR検査試薬や抗原検査キットなどの需要が増加し、供給が逼迫しており、国では検査キットを購入するにあたって、発熱などの症状等がある方や濃厚接触者など行政検査実施の地方自治体や待機期間解除に係る検査を必要とする方への供給を優先している状況であります。

今後は、コロナウイルスには誰でも感染し得る状況であり、コロナ禍であっても社会生活を継続していくための統一したルールや対応については、国において検討していくべきものと考えております。その中に定期検査の導入や運用、役割の明確化などが示されることを期待します。

議員がおっしゃる体制を整えるためには、検査キットの供給の充実が必要であり、実施にあたっては継続的な支援が必要です。そのため、現時点での市独自対策としての定期検査体制の実施は考えておりませんが、国や県の動向を注視し、利用できるものについては積極的に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に(3)です。秋田県では、感染拡大傾向時の一般検査事業として、無症状で感染リスクが高い環境にあるなど、感染不安を感じる方へのPCR無料検査を実施しております。由利本荘市では、本荘由利広域行政センター、にかほ市では象潟クリニックで実施しており、不安を感じる方については検査ができる体制について整えられているものと考えております。

今後も感染拡大状況にあわせて、無料検査場所の拡大などにより、早期に発見し、治療や療養に繋がる取り組みは必要だと考えております。

次に(4)です。現在、秋田県でも毎日多くの感染者が確認されております。オミクロン株の感染拡大により、入院についても症状のある方や65歳以上の方、基礎疾患がある方など、年齢や基礎疾患の有無などにより判断されている状況にあります。

感染者の増加するペースが早い一方、症状の軽い方、無症状の方も多く、自宅療養となる方も多くなっています。重要なのは、適切な時期に適切な治療を受けられることであり、この地域においては症状のある方や重症化リスクのある方については、入院対応されているものと考えております。

ここ由利本荘市、にかほ市の二次医療圏においては、ふだんから中核病院と地域の医療機関との連携は図られておりますが、コロナの感染拡大時においては、さらなる連携、体制の強化を図ることは必要だと認識をしております。

次に、2番目のご質問です。国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤として医療の確保と市

民の健康保持増進に大きく貢献し、地域保健として重要な役割を果たしており、その役割は一層重要になってくるものと考えています。

国民健康保険の現状としては、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、市の平成30年から令和元年度の被保険者は258人減少しているものの、1人当たりの医療費は金額として1万4,102円増加しております。

また、自営業者や無職、年金生活者など、被用者保険以外の人を対象としているため、低所得者や医療ニーズの高い方々が多いなど、国保制度の構造上の問題を抱えております。

平成30年の制度改正により、県が財政運営を担うこととし、各保険者から納付金を徴収し、運営をしております。にかほ市では、この会計に対応するため、平成30年及び平成31年に税率改正を行っておりますが、その後も毎年、基金の取り崩しを行うなど厳しい運営状況となっており、今後も税率改正が必要となってくると考えられる中で、市独自の負担軽減は考えておりません。

このようなことから、国保運営を維持するためにも、制度の見直しや医療費抑制事業への支援、財政基盤の強化を市長会を通じて国へ要望してまいります。

次に2の(2)であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免については、新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主として維持する者が死亡、または重篤な傷病を負った場合及び事業収入等の減少が見込まれ、減少額が前年の10分の3以上で、前年の合計所得と金額が1,000万円以下で、かつ事業収入等の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下に該当する世帯が対象となります。対象となる期間は、納付期限の設定が令和元年度分は特例的に令和2年2月1日から令和3年3月31日までで、令和2年度分は令和2年4月1日から令和3年3月31日を期間とし、令和3年度においても令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間となっております。

この減免措置の市民への周知については、広報及び市ホームページにより周知するとともに、納税通知書に減免のお知らせの文書を同封したほか、次期において再度国保税世帯に通知を送付して周知に努めております。また、年度途中においても確定申告を待たずに減収見込み額での申請受け付けを行っております。減免適用件数については、令和元年度分は82件、令和2年度分は87件となっております。令和元年度の適用件数は、現在までは8件となっており、引き続き申請受け付けを行っております。

なお、国の財政支援については、令和2年度は減免額の10分の10、令和3年度においても同様の数値になると見込んでおります。

次に(3)についてです。4月からスタートする未就学児を対象とする均等割額を軽減する支援制度については、本市を初め各保険者がこれまで全国市長会や秋田県市長会を通じて国に要望してきた成果だと感じております。

しかしながら、本市では高校生までを軽減対象とした内容で国へ要望しておりましたが、今回の未就学児を対象にした軽減措置での本市の対象者は、令和3年11月時点で58人のみとなっております。昨年の3月議会でも答弁しておりますが、議員が言うように担税力がない子どもに負担をさせるのはおかしいと私も考えております。対象範囲の拡大については、引き続き、全国市長会や秋田県市

長会を通じて国に要望してまいります。

次に、市独自減免についてです。仮に高校生までを減免割で5割として行った場合、約300万円の財源が必要とされると試算しております。この軽減分を一般会計からの繰り入れとした場合法定外繰り入れとみなされ、交付金が減額されるなど、国保運営にしわ寄せが伴ってくる場合があります。全国で30ほどの保険者が独自軽減を行っているようですが、仙台市では一般会計からの繰り入れ等によるものではなく、国保会計からの支出であると伺っております。

市の国保の財政状況は、令和4年度当初予算編成後の財政調整基金残高が約1億1,000万円と、とても厳しい財政運営となっている状況であり、今後、税率改正による財源確保を必要とする中で、独自軽減は被保険者への負担となることから、国に対して制度として拡充、強化を強く要望していきたいと考えております。

3番目のご質問にお答えします。

当市の住宅リフォーム推進事業につきましては、平成22年度より事業を開始しており、初年度は申請件数が417件、補助金の交付額で3,047万円の実績となっております。その後、年々減少傾向が続いており、昨年度令和2年度では申請件数が102件、交付金額で930万円となっております。今年度令和3年度においても2月末時点で申請件数が78件、交付金額が780万円となっております。平成22年度からの累計では、申請件数は2,686件で、交付金額が1億9,283万円となっております。

この間、一般型の制度のほか、子育て持ち家型、空き家購入型、子育て空き家購入型など、制度を拡充して事業を推進してきております。

省エネ住宅推進についてですが、これまでも外壁や屋根、天井の断熱材を活用した事業は、リフォーム事業の対象となっており、また、秋田県で実施している住宅リフォーム推進事業でも断熱化工事に対する補助支援もあり、同一の工事で補助対象となる場合は、両事業から補助を受けることも可能であることから、現在、当事業をさらに拡充していくことは考えておりません。

国においても環境省、経済産業省、国土交通省の連携事業として、戸建て住宅に対し、民間事業者を対象とした高断熱化による省エネ・省CO₂を支援する事業もありますので、このような事業を民間事業者が自ら有効活用していただきながら、市民への省エネ住宅推進を行っていただくことも一つの方策であると考えております。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） それでは、再質問いたします。

コロナワクチン接種対策では、国の思いつきと言えるような対策のとり方に大変困惑しておったように見受けられます。そして、いよいよ我々のすぐそばまでコロナが寄ってきた、そういう感じですか。まずこの感染拡大を防ぐには、PCR検査を広く行って、先ほども申し上げましたが、陽性者を保護することが大事だと。これは何と申しますか、基本というか、感染拡大を止める初期の基本的なところだというふうに思います。PCRの検査の予約が、スマートフォンを使ってのことなどで、我々みたいな高齢には大分難しい面も、操作の仕方であったように私の知人も言っていました。こういう高齢者でも楽に予約を受けられるような、そういうふうに改善していただきたいと思っております。あと、場所も、当時は由利本荘市までということでありましたので、先ほどの答弁で、

ここにでも近くでもできるようなお話だと受け止めましたが、そういうふうにはまず申し込みと場所の改善が求められると思っております。

そして、この陽性者の確保についてですが、にかほの人で陽性反応が出て入院を余儀なくされた。しかしながら、入院するまでの手だてがなかなか見つからず、感染者自らが運転しなければならなかった、こういう事例もあるようです。こういうことのないような入院体制が必要とされておるのではないかと思います。

それから、国保税のことについては、そんなに多くいると思わなかったんですが、よく対応していただいたと感動しました。減免に関してですが。コロナウイルスの感染関係の減免についても、対応をさせていただいていたということが分かりました。

この均等割に関しては、国も国民の声に押されて半額減額ということのようですが、市長もおっしゃるように、所得のない人から負担させるのは本当に不条理だと思います。何とかこの辺のところを、市長も腹をくくってやっていただけたら、せめて半額でもやっていけたらというふうに思います。見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） PCR検査の予約、あるいは場所等については、担当の部長の方でご質問にお答えいただきたいと思います。

あと、感染者自らが運転していくことについての抵抗感ということもあると思いますが、これについても何らかの答弁があれば、——ありますか。——ちょっと私の方で制度として何があるのかどうか、ちょっと現場じゃないと分からないので、ちょっとそちらの方とどういう仕組みになっているかを確認しながら答弁させたいと思います。

国保税の担税について、税負担について、これは私も以前からいっているように、担税力のない子どもたちに負担させるというのは極めて不条理です。おっしゃるとおりです。これに対して、本来ならば何のペナルティもなければ、私としては負担をしてあげたいというところではありますが、国保会計にそのまま跳ね返ってきます。そうすると、それ以外の人たちに、今度逆に多くの負担をかけることになってしまって、国保会計制度そのものが非常にひずみを生んでくるという、言ってしまうと非常に私ども、さじ加減がしづらい今の制度だということもあります。ですから、私から今、強く言えることは、やはり国に働きかけること、これは個人ではなくて市長会や集団としてですね、グループで、塊として、国にやっぱり強く働きかけをしていくというのが、まずは大事なんだろうというふうに思います。市として独自にやった結果、それ以外の人たちに大きな税負担になるという今のような形では、少し私としてはそれを決断することはできないというところでありま

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、コロナ対策に関しまして再質問があった件についてお答えします。

1点だけ、PCR検査の予約について、スマートフォンでなければならないというところは、この質問でよかったでしょうか。接種の予約ではなく、PCR検査というところでもよろしかったでしょ

うか。——そうですか。はい。

PCR検査につきましては、先ほど答弁の中でもありましたが、にかほ市においては象潟クリニックにおきまして無料検査ということを実施しております。その受け付けに関して、スマートフォンでなければならないというような内容につきましては、私の方では把握しておりませんので、ちょっとお答えできないと思います。

また、次に、陽性者の方の入院の際の足ということでもよろしかったでしょうか。その件につきましては、市内の感染者の状況につきまして、市には具体的に住所、氏名とかそういった詳細な情報は入ってはおりません。そのため、その方がどのような指示を保健所からされて、どの時点でどういった、どこの医療機関、もしくは入院、療養施設に行くというような状況も市では把握できておりません。情報が来ないということでもあります。なので、個々のそういった問題に関しては、残念ながら把握できてはおりません。今後、そういった方が多いというか、そういう問題が大きな問題になるということであれば、そういった方々、その感染された方々からの要望を聞くような、そういったところの窓口というのは、これだけ感染が広がって誰でも感染し得るところになってきてますので、そういった支援のあり方というのは、必要であれば検討していくということは今後必要になるかもしれませんが、現段階ではそういった仕組みを整えてはおりません。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 陽性になっても自分で運転していかなければならない、この辺のところは本当に私、何ていいますか、非常にこれでいいのかというふうなことを思うんですけども、なぜ、例えばこういうふうになった場合は、陽性の反応が出た感染者を連れていくというふうなシステムにはなっていないということなんですよ。第三者が。少なくとも、それじゃあ家族とかそういう者が連れていくっていうふうな形になっておるんですか。

それと、国保税に対する市長の思い、気持ち、よく分かりました。ぜひとも市長の気持ちを酌んでおきますので、ぜひ国への働きかけは、止めずに継続していただきたい、こういうふうに思います。

そこの搬送というか、病院までの手だては、公的なものはないというところ。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 陽性者に対しましての連絡は、保健所が行っておりますので、保健所のほうで指定するものがあるかどうかというのは、ちょっと把握しておりません。その方が在住する市町村で、その方を送迎するような形のものはありません。

【13番（佐々木春男君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時44分 散 会
